

通知預金

平成29年1月4日現在

商品名 (愛称)	通知預金
販売対象	・法人、個人
期間	・特に期間の定めはありません。ただし、預入後最低7日間の据置期間が必要です。
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1万円以上 ・1円単位
払戻方法	・随時解約（払戻し）できます。 ただし、解約する日の2日前迄にご通知ください。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・解約時（払戻時）に一括して支払います。 ・1年を365日とする日割計算。 ・付利単位を100円として利息を計算します。
税金	・平成25年1月1日から平成49年12月31日までに支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、15.315%の国税がかかります。なお、個人及び収益事業を行わない、法人以外の団体については、その他に5%の地方税がかかります。（ただし、マル優をご利用の場合は除きます）。
付加できる 特約事項	・マル優をご利用いただけます。
中途解約時の 取扱い	・原則として据置期間（7日間）内に解約することができません。 ・据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに支払います。
金利情報の入手 方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードをご覧くださいか、または窓口へご照会ください。
預金保険について	・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）
苦情処理措置 紛争解決措置	・お客さまからの相談・苦情・紛争等につきましては「苦情処理措置・紛争解決措置について（預・融 共通）」をご覧ください。

預-9